

## 10. 大会出場注意事項 II 春日部市テニス協会主催の埼玉県大会予選会および県大会・東部郡市大会出場者への注意事項について

### 1. 県大予選会

県大予選会は、本協会が行う諸事業のうち特に重要な事業の一つで、県大並びに東部郡市大会（以下、東部大）への選手推薦を目的に開催される。また、東部大の県大予選会で優秀な成績を残すと県大出場の資格が得られる。

### 2. 上位大会の推薦

春秋二度開催される県大シングルスとダブルスに県が割り当てる推薦選手枠以内で、実際の推薦数は常務理事会で決定する。

東部大（春3月開催ダブルス、夏7月開催シングルス）は指定の市予選会に出場した選手の中から希望者を推薦する。

### 3. 本協会主催の県大予選会および県大の出場資格

- (1) 県大予選会および県大出場者は、本協会会員かつ埼玉県内在住・在勤・在学者に限る。
- (2) 埼玉県内在住でなく在勤・在学資格で出場しようとする者は、申込時に会社名（または学校名）・その住所・電話番号を明記するものとする。
- (3) 当協会主催の県大予選会には、以下に該当する者は出場資格がない。
  - ① すでに県大出場資格を有する者
  - ② 県大予選会で推薦を得たのに県大出場を拒否する者
  - ③ 他の郡市テニス協会が主催する同一県大の予選会に出場した、または出場する者。  
この県大予選会には、推薦を辞退することを条件に出場を認めている大会も含む。  
ただし、埼玉県テニス協会公認大会への出場は可能
- (4) 対象大会は下記の4大会とする。
  - ① 春季シングルス大会 兼 県予選会(6月) ⇒ 埼玉県秋季テニス選手権大会(9~10月)
  - ② 夏季ダブルス大会 兼 県予選会(6月) ⇒ 埼玉県秋季テニス選手権大会(9~10月)
  - ③ 冬季ダブルス大会 兼 県予選会(2月) ⇒ 埼玉県春季テニス選手権大会(5~6月)
  - ④ 冬季シングルス大会 兼 県予選会(3月) ⇒ 埼玉県春季テニス選手権大会(5~6月)

### 4. テニスウェアの規制

県大予選会で着用するウェアは、県大で認められているテニスウェアを着用しなければならない。着用できないウェア、シューズ、並びにロゴの規制に十分注意して当日に臨むこと。着用の可否の判定はレフェリーが行う。

### 5. 県大のエントリー

- (1) 県大出場資格を得たものは、埼玉県テニス協会（以下、県協会）のホームページで大会日程等確認し、各自で申し込む。
- (2) その時に必要となる推薦状（申込書）は、市の県大予選会終了後に手渡す。
- (3) その申込書に記入する個人登録番号は、各クラブのメール担当者に確認し記入する。
- (4) 市の県大予選会で出場資格を得たものは、必ず県大に出場しなければならない。ただし、県大エントリー締め切り前に出場出来ないやむを得ぬ事由が発生して、本協会に事前の届け出があった場合はその限りで無い。

### 6. 県大・東部大要領など

県大出場者は、県協会のホームページなどで大会要領などを確認して遵守すること。本協会では試合日程等一切関知しないので、各人が責任を持って行動すること。

特に、欠席の場合は必ずFAXで県協会に連絡すること。電話での連絡は不可。無断欠席はペナルティーの対象となる。

一方、東部大出場者へは、東部郡市テニス協議会からの連絡をもとに本協会から出場者に連絡する。

### 7. JTA 公式トーナメントコードオブコンダクト(通称：コード)

コードは、プレーヤーのスポーツマンシップの高揚、責任ある言動、コートマナーおよび諸規則の順守を目的に定められている。県大・東部大出場者は、JTA テニス ルール ブックなどでコードを確認して、抵触するような言動を厳に慎むこと。

#### 8. ペナルティーについて

##### (1) 当協会のペナルティー

市の県予選会で推薦選手になったにも拘わらず対象県大会にエントリーしなかった場合、または春日部市に所属するものが県大会を無断で欠場した場合はペナルティーを課す。具体的な内容については大会参加資格基準による。

##### (2) 県協会のペナルティー

プレーヤーは、ドロー作成後のウイズドロー（出場取り消し）、ノーショウ及び無断欠場に関し、「特別の理由」がない場合、罰則の対象となる。当該プレーヤーに対して出場停止ポイント（無断欠場 3 ポイントなど）が科せられる。このポイントは連続 12 ヶ月間加算され、合計ポイントが 5 ポイントに達した選手は、3 万円以下の罰金と正式発表日の翌週から 6 ヶ月間 JTA への出場が停止される場合がある。

何らかの理由で無断欠席をした場合、可及的速やかにその旨を当協会と県テニス協会に必ず F A X で連絡すること。

#### 付則

1. 本細則Ⅲは、平成 2 5 年 1 月 1 日から実施する。
2. 本細則Ⅲは、大会出場注意事項Ⅱに移項し、平成 2 8 年 2 月 1 日に一部改定する。
3. 本大会出場注意事項Ⅱは、平成 2 9 年 4 月 1 日一部改訂する。
4. 本大会出場注意事項Ⅱは、平成 3 0 年 4 月 1 日一部改訂する。
5. 本大会規定は、令和 5 年 4 月 1 日一部改訂する。
6. 令和 6 年 4 月 1 日一部（3.細則Ⅱ、6.大会管理規程付則 1、1 0.大会出場注意事項Ⅱ）改定（条文毎の付則記述以外項目を列記）